

宇土市硝酸性窒素削減計画

令和8年6月

宇 土 市

目次

第1章 計画の趣旨と地下水の現状	1
1 計画の趣旨及び位置付け	1
2 計画の基本的事項	2
3 硝酸性窒素濃度の状況	3
第2章 今後の対策と取組目標	7
1 対策の体系	7
2 対策の指標と目標	7
Ⅰ 市民の意識・機運醸成対策	7
Ⅱ 硝酸性窒素の高濃度化防止・発生源対策	8
Ⅱ－① 生活排水対策	8
Ⅱ－② 施肥対策	11
Ⅲ 水量保全対策	15
Ⅳ 飲用水対策	17
第3章 計画の推進体制・評価体制	18
1 計画の推進体制	18
2 計画の評価体制	18
策定の経緯	20

第 1 章 計画の趣旨と地下水の現状

1 計画の趣旨及び位置付け

令和 6 年 3 月に熊本県が策定した「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」（以下「県計画」という。）では、地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素」という。）濃度において、5mg/L を超える水道水源または 5mg/L を超える個別井戸が一定の範囲内に複数存在する区域を含む市町村を取組推進市町村として定め、令和 8 年度までに地下水中の硝酸性窒素を削減するための個別計画を策定することを求めています。

本市は、環境基本法に基づく地下水の環境基準（10mg/L）を超過している水道水源はないものの、県計画で設定された硝酸性窒素が 5mg/L を超過している水道水源があることから、上記の取組推進市町村に該当しています。このことから、本市区域内における地下水中の硝酸性窒素削減対策に取り組み、住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、宇土市硝酸性窒素削減計画（以下「市計画」という。）を策定するものです。

市計画では、地下水の現状や本市区域内の一部において水道未普及地域が存在していることを踏まえ、地下水中の硝酸性窒素削減に向けた各種取組及び取組に関する目標について定めています。

また、目標の達成に向けて、図 1-1 の市計画の位置付け及び体系に基づく緊密な連携の下、図 1-2 に示すロードマップとの整合を図りながら、本市における具体的な対策を講じるなど、地下水質の保全及び安全な生活飲用水の確保に資する取組を推進します。

なお、市計画については、前述のとおり県計画を基とした本市実施（個別）計画として位置付けており、熊本県からの技術的支援等を受けながら、宇土市硝酸性窒素削減対策会議設置要綱（令和 7 年告示第 26 号。以下「要綱」という。）に基づき設置した宇土市硝酸性窒素削減対策会議（以下「対策会議」という。）における調査・審議並びに関係機関の協力等により策定するものです。

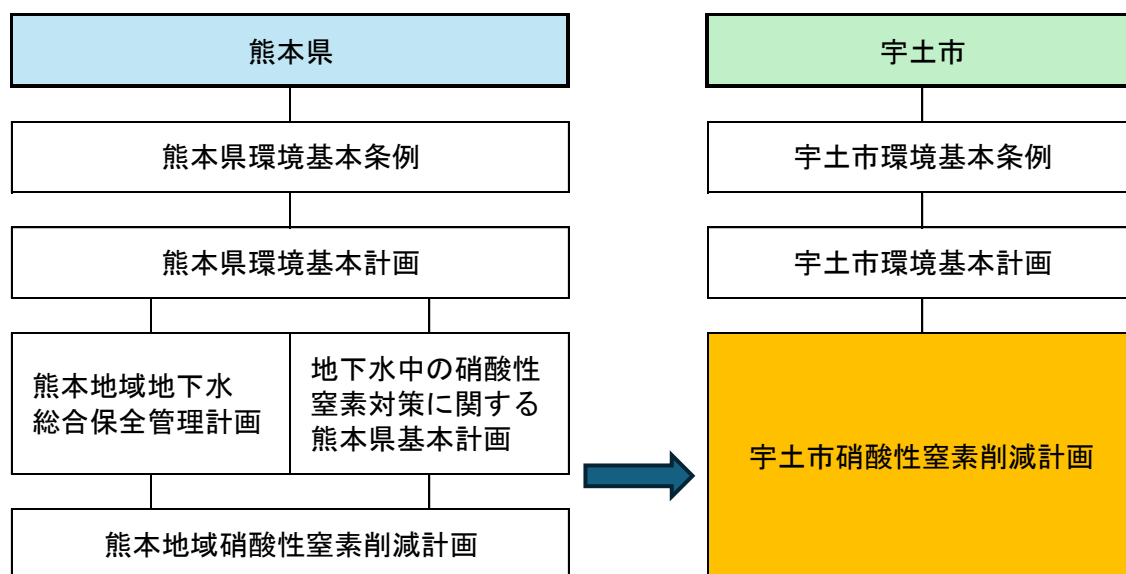


図 1-1 市計画の位置付け及び体系

2 計画の基本的事項

【対象区域】

対象区域は、本市区域内全域を基本とします。

【計画期間】

市計画（第 1 期）は県計画に基づき策定するため、計画期間は県計画の期間（令和 6 年度から令和 25 年度までの 20 年間）を踏まえ、令和 8 年度から令和 25 年度までの 18 年間とし、原則として 5 年を目途に計画の評価を行います。

また、市計画期間中において、原則として 5 年を目途に現行計画の評価を行うとともに、本市の現状等を踏まえ、適宜、必要に応じた現行計画の見直しに関する庁内関係部局における協議・検討並びに関係機関との連絡調整等を図りながら、対策会議における調査・審議等を経た上で、地下水の水質保全に向けた実効性のある次期計画の策定へ繋がっていくこととしています。

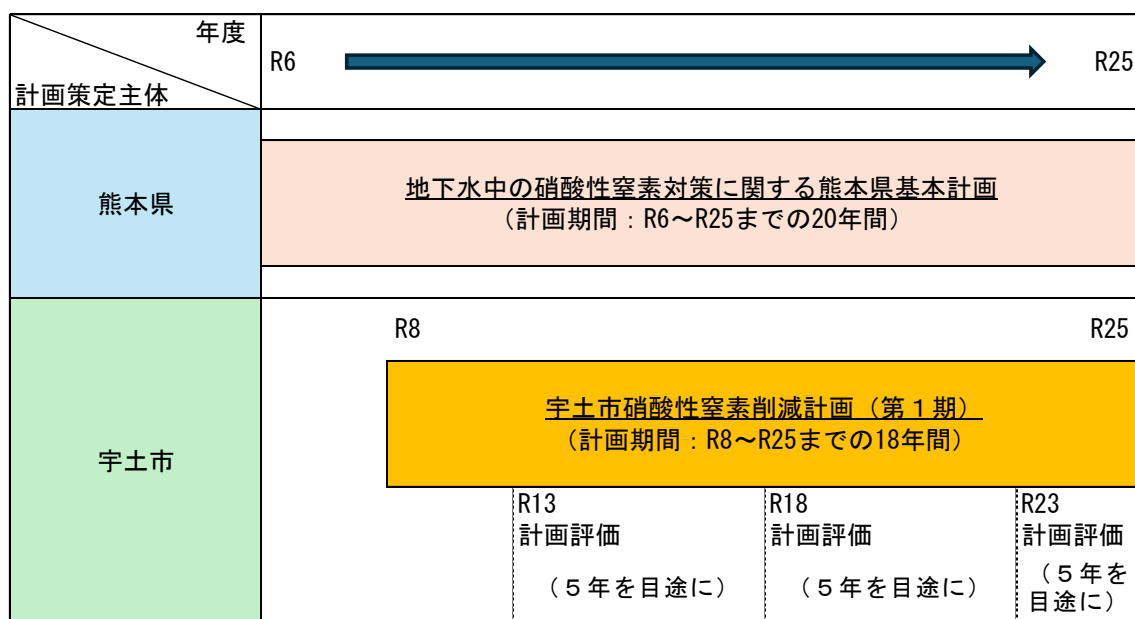


図 1-2 ロードマップ

3 硝酸性窒素濃度の状況

●硝酸性窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ ）について

硝酸性窒素は、土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在します。飲み水に含まれていても、無味、無臭、無色透明であり気付くのは困難です。また、水に溶けやすく土壌に保持されにくいいため、地下水や河川水に溶け出しやすい性質を持っています。

人が硝酸性窒素を口にした後、場合によっては亜硝酸性窒素（ NO_2^- ）に変換されることがあるとされ、亜硝酸性窒素の有害性が問題となっています。亜硝酸性窒素は血液中のヘモグロビンをメトヘモグロビン（酸素を運搬できない）に変えて、酸素不足を引き起こす（メトヘモグロビン血症）（※1）といわれています。

健康な成人であれば、大過剰の硝酸性窒素を取り込まない限りメトヘモグロビン血症になることはまれですが、生後3か月未満の乳児などで発症する可能性があるとしてされています。一方で、乳児の消化器官内で硝酸性窒素が亜硝酸性窒素に代謝される可能性については、否定的な意見もあるところです。

※1 メトヘモグロビン血症は、いわゆる呼吸困難に陥る症状で、全身が青紫色（チアノーゼ状態）になることから、幼児の場合はブルーベビーと表現されることがある。

本市では、区域内における地下水質の現状を把握するため、市内各地区の代表地点に

おける地下水質検査を実施しています。

市内地下水質検査では、市内の定点監視 14 井戸（宇土地区・花園地区・轟地区・走潟地区・緑川地区・網津地区・網田地区：各 2 か所）で、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）別表項目のうち 7 項目（※ 2）を検査しています。また、定点監視井戸のうち、花園地区の 1 か所について、2 項目（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））を追加調査しています。さらに、汚染監視 6 井戸（宇土地区・轟地区：各 1 か所、走潟地区・緑川地区：各 2 か所）で、2 項目（^ひ砒素、^ふっ素）を検査しています。

※ 2 ^ひ砒素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、^ふっ素、ほう素

令和 6 年度に実施した検査における硝酸性窒素濃度の状況は表 1-1 のとおりであり、環境基準を超過した井戸は見られませんでした。

なお、各井戸所有者に対し水質調査結果を通知するとともに、基準超過が見られた場合は、適宜、飲用指導等を行っています。この検査は年 1 回実施しており、今後も継続して実施する予定としています。

表 1-1 令和 6 年度市内地下水質調査結果（市実施）

	地区名	井戸所在地	採取日	採取時刻	天候	気温 ℃	水温 ℃	環境基準	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
①	宇土	船場町	R7. 1. 29	16:10	晴	7.0	17.5	10mg/L以下	1 mg/L未満
②	宇土	南段原町		10:17	晴	5.4	20.0		1 mg/L未満
③	花園	古保里町		14:59	晴	7.0	18.5		1 mg/L未満
④	花園	松山町		15:15	晴	7.0	19.2		2 mg/L
⑤	轟	栗崎町		15:48	晴	7.0	16.5		6 mg/L
⑥	轟	石橋町		15:33	晴	6.8	16.8		1 mg/L未満
⑦	走潟	走潟町		9:34	晴	5.0	8.0		1 mg/L未満
⑧	走潟	走潟町		9:01	晴	5.0	17.0		1 mg/L未満
⑨	緑川	野鶴町		14:18	晴	7.4	16.8		4 mg/L
⑩	緑川	新開町		14:05	晴	7.3	17.5		1 mg/L未満
⑪	網津	網津町		12:00	晴	6.5	18.7		1 mg/L未満
⑫	網津	住吉町		13:32	晴	7.0	12.0		1 mg/L未満
⑬	網田	長浜町		11:45	晴	6.0	17.0		2 mg/L
⑭	網田	下網田町		11:26	晴	6.3	17.5		1 mg/L未満

また、本市上下水道課においても年 1 回原水の水質検査（40 項目）を行っています。この検査における硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（※ 3）の結果は表 1-2 のとおりです。

※ 3 水道法に基づく水質基準では「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」とされている。

表 1-2 令和 6 年度市内原水水質調査結果

	試料名	採取場所	採取日	水質基準	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素
⑮	古屋敷飲料水供給施設	赤瀬町	R6. 8. 5	10mg/L以下	5.1 mg/L
⑯	古屋敷飲料水供給施設	赤瀬町（第二井戸）			8.6 mg/L
⑰	古場田・米の口簡易水道	赤瀬町			0.1 mg/L未満
⑱	戸口簡易水道	下網田町			0.3 mg/L
⑲	赤瀬簡易水道	下網田町			0.8 mg/L
⑳	網田簡易水道	下網田町			5.2 mg/L
㉑	長浜簡易水道 1 号井戸	長浜町			0.5 mg/L
㉒	長浜簡易水道 2 号井戸	長浜町			1.7 mg/L
㉓	網津・笹原簡易水道 1 号井戸	網津町			0.2 mg/L
㉔	網津・笹原簡易水道 2 号井戸	網津町			0.3 mg/L
㉕	網津・笹原簡易水道 3 号井戸	網津町			0.2 mg/L
㉖	網津・笹原簡易水道 4 号井戸	網津町			0.7 mg/L
㉗	轟水系宮庄水源地	宮庄町			1.2 mg/L
㉘	轟水系大曲水源地	馬之瀬町	R6. 10. 7	0.1 mg/L	
㉙	轟水系飯塚水源地No. 1	恵塚町	R6. 8. 5	0.8 mg/L	
㉚	轟水系飯塚水源地No. 2	恵塚町		0.3 mg/L	
㉛	轟水系飯塚水源地No. 3	恵塚町		1.1 mg/L	
㉜	神山水源地	神合町		0.4 mg/L	
㉝	鶴見塚水源地	野鶴町		1.2 mg/L	

その他、熊本県が実施する水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素濃度などの地下水質調査（市内 12 か所）について協力して調査を実施しており、地下水質の状況等を把握するとともに、適宜、必要に応じた飲用指導等を行っています。令和 6 年度は、下記の 3 か所について硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を行っています。この調査も年 1 回実施しており、基準超過した井戸については宇土市と熊本県で継続的に確認しています。

表 1-3 令和 6 年度市内地下水質調査結果（県実施）

	地区名	井戸所在地	採取日	採取時刻	天候	気温 ℃	水温 ℃	環境基準	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
③④	宇土	三拾町	R6. 8. 1	10:30	晴	36.5	23.0	10mg/L以下	0.02 mg/L未満
③⑤	網田	上網田町		11:55	晴	33.5	22.5		8.5 mg/L
③⑥	網田	赤瀬町	R6. 8. 6	—	—	—	—		0.17 mg/L

表 1-1、表 1-2、表 1-3 の結果について地図に落としたものが図 1-3 です。

特に、県計画で設定された硝酸性窒素が 5 mg/L を超える水道水源及び井戸については、次章で述べる対策を進めていきます。

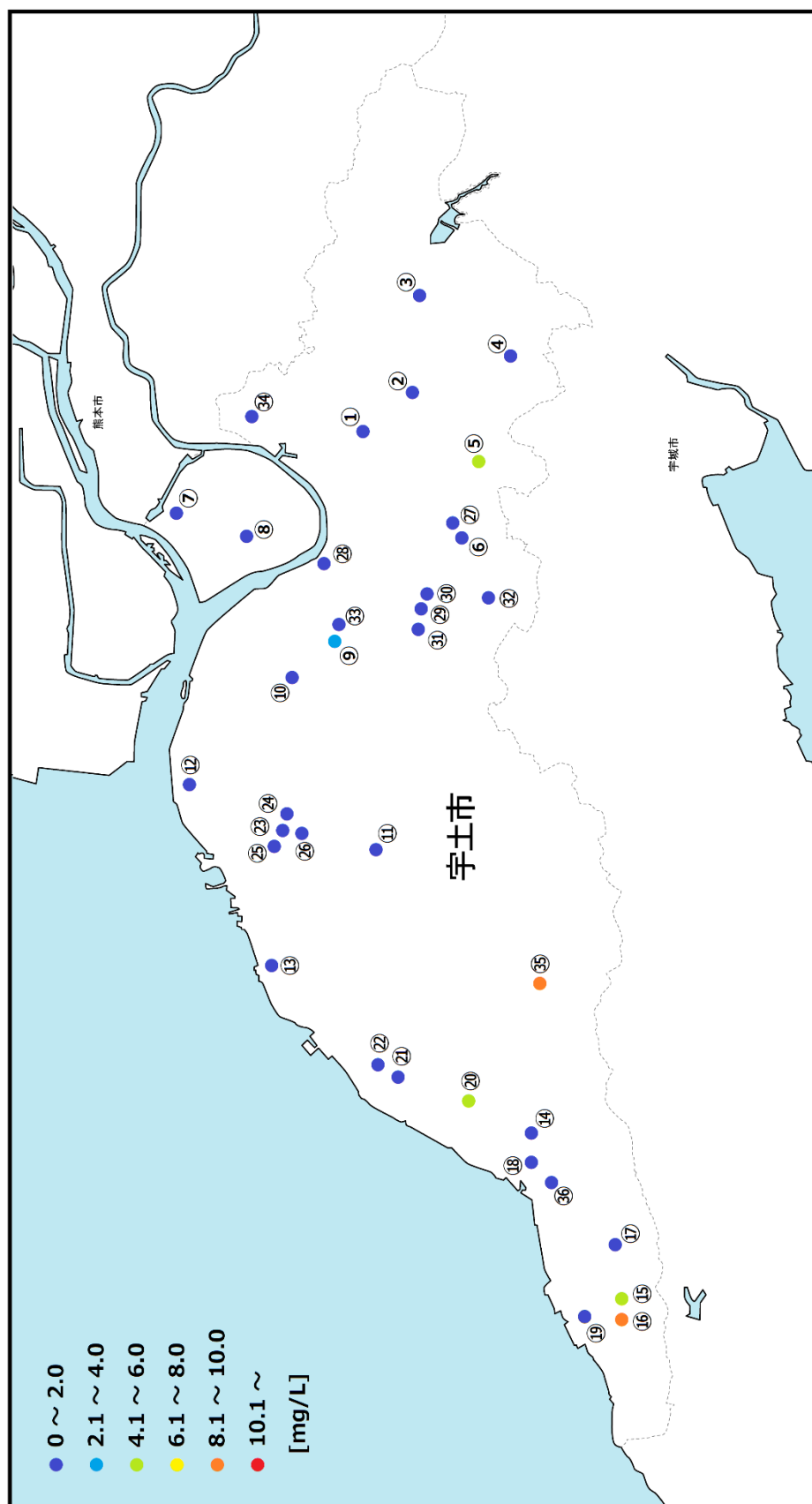


图 1-3 市内硝酸性窒素分布状况

第2章 今後の対策と取組目標

1 対策の体系

県計画及び市計画で定める目標の達成に向けて、図2-1に示す対策の体系を基本として関係機関等との連携を図りながら市計画に基づく各種対策に総合的・横断的に取り組むこととしています。

市計画では、地下水質の保全及び安全な生活飲用水の確保に資する施策に関する目標を定め、特に本市区域内に存する水道未普及地域を対象として市計画の確実な履行に努めることで、地下水中の硝酸性窒素の削減を目指します。

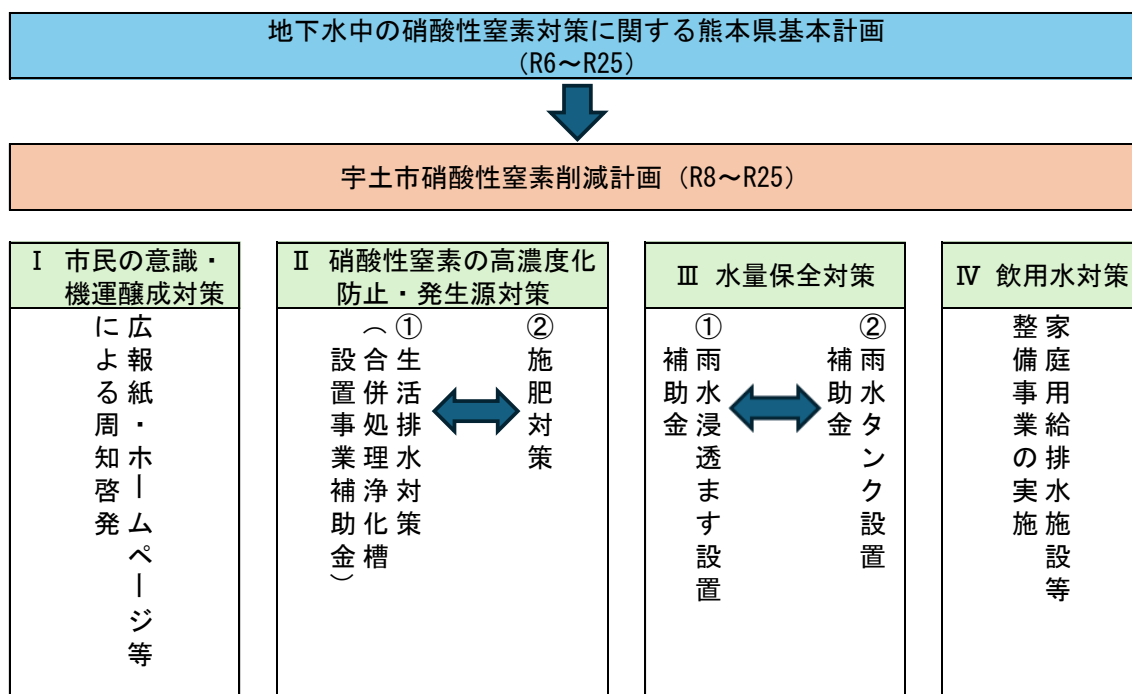


図2-1 対策の体系

2 対策の指標と目標

I 市民の意識・機運醸成対策

硝酸性窒素の高濃度化防止に向けた市民への周知啓発

地下水中の硝酸性窒素を削減するため、地下水中の硝酸性窒素濃度上昇の原因や状況、飲用による健康影響等について市民が正しく理解できるよう啓発を行います。また、市計画に基づき実施する対策の進捗状況や地下水の水質分析結果について、適切に情報提供を行います。

【指標と目標】

指標	目標	備考
広報紙・ホームページ等 掲載回数	5	R8～R12の累計

【施策の内容】

広報紙やホームページ等を活用し、地下水中の硝酸性窒素濃度上昇の原因や状況、飲用による健康影響等について分かりやすく周知します。また、市計画に基づき実施する対策の進捗状況や地下水の水質分析結果について情報提供を行います。

Ⅱ 硝酸性窒素の高濃度化防止・発生源対策

Ⅱ－① 生活排水対策

生活排水の適切な処理によって、生活排水由来の窒素が硝酸性窒素となって地下水へ移行する量を減少させるための対策です。生活排水対策については、令和7（2025）年度策定の「宇土市循環型社会形成推進地域計画（令和8年度～令和12年度）」に基づき対策を行います。

【生活排水の処理の現状】

令和6年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2-2のとおりです。生活排水処理人口は、全体で35,974人であり、污水衛生処理人口（令和6年度末現在、現に污水处理施設に接続されている人口）は、30,147人、污水衛生処理率83.8%です。

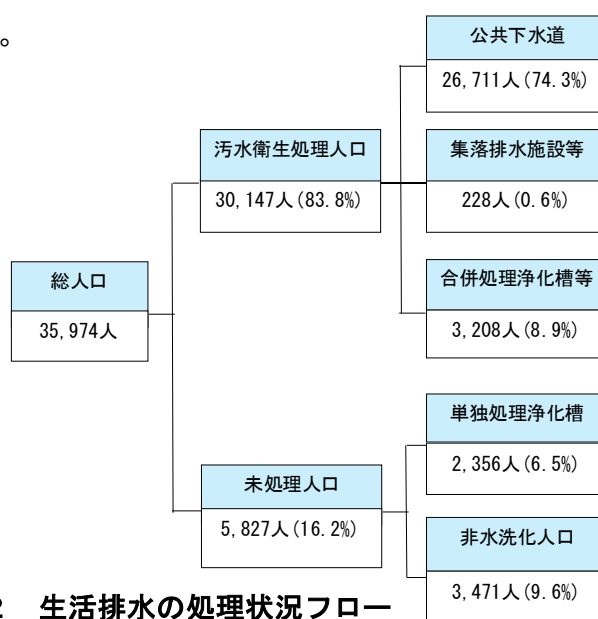


図2-2 生活排水の処理状況フロー

本市における生活排水処理は、市中心部とその周辺については公共下水道が整備されており適正に処理がなされていますが、その他の地域においては、東西に細長い地形のために整備区域が市の半分ほどに制限されている状況にあります。

このため、河川と海の水質汚濁を防ぐために、生活排水処理対策の必要性が極めて高くなっています。このようなことから、生活排水を適正に処理することが重要であり、市民に対し、生活排水対策等の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、昔ながらの澄んだ川となるよう水質の改善を図ることとします。

合併処理浄化槽設置補助事業の実施

本市域において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付するものです。

【補助内容（令和8年6月時点）】

・合併処理浄化槽の設置に係る補助金

人槽区分	補助限度額	人槽算定の基準
5人槽	332,000円	延べ床面積が130平方メートル以下
7人槽	414,000円	延べ床面積が130平方メートル超
10人槽	548,000円	延べ床面積が130平方メートル超かつ台所及び浴室が2箇所以上

・転換に係る補助金

既存の単独処理浄化槽又は汲取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、上記の設置補助金のほか、次の表に示す額を限度として補助があります。

転換後の人槽区分	補助限度額
5人槽	166,000円
7人槽	207,000円
10人槽	274,000円

撤去に要する費用	補助限度額
単独処理浄化槽	150,000円
汲取り便所	120,000円

宅内配管工事にかかる費用	補助限度額
単独処理浄化槽及び汲取り便所から合併浄化槽に転換する場合	330,000円

【実績】

実績				
年度	件数			
		新設	建替え	転換
R2	31	23	1	7
R3	38	17	4	17
R4	42	17	0	25
R5	43	13	4	26
R6	38	18	1	19

【指標と目標】

指標	目標	備考
補助事業件数	225	R8～R12の累計

【生活排水の処理の目標】

生活排水処理については、表 2-1 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表 2-1 生活排水処理に関する現状と目標

生活排水処理に関する現状と目標		現状 : 令和6年度		目標 : 令和12年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	26,711	74.3%	26,675	79.3%
	漁業集落排水施設等（人）	228	0.6%	183	0.5%
	合併処理浄化槽等（人）	3,208	8.9%	2,853	8.5%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	30,147	83.8%	29,711	88.4%
	単独処理浄化槽（人）	2,356	6.5%	1,370	4.1%
	非水洗化人口（人）	3,471	9.6%	2,545	7.6%
	小計：未処理人口（人）	5,827	16.2%	3,915	11.6%
合計：総人口（人）		35,974	100.0%	33,626	100.0%

資料：「宇土市下水道事業経営戦略（令和7年3月）」

「第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月）」

【施策の内容】

ア 地域の特性に応じた污水处理施設の整備

浄化槽、公共下水道、集落排水施設等の污水处理施設の整備にあたり、それぞれの特徴を鑑み、地形等の自然条件、集落の形成など地域の特性を踏まえた整備を行います。

イ 浄化槽の整備

水質汚濁防止及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置補助事業により、合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、その維持管理について広報紙等により啓発し、徹底を図ります。

ウ 単独処理浄化槽及び汲取り便所対策

水質汚濁防止及び生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽及び汲取り便所から合併処理浄化槽への転換を進めます。

エ 排出削減の推進

家庭等から排出される生活排水等による汚濁負荷量の削減を図るため、啓発活動の強化、分別収集による廃食用油の再資源化、三角コーナネット等の排出抑制用品の普及、アクリルたわしの使用による洗剤使用の抑制等を推進します。

オ し尿・汚泥処理

汲取り便所使用者に対し、日頃から洗浄・消毒を行うことや、定期的に市の許可業者へ汲取りを依頼するよう啓発を行います。また、浄化槽清掃・収集運搬業者に対しても適切な指導を行い、処理の適正化に努めます。

Ⅱ－② 施肥対策

地下水の硝酸性窒素の高濃度化を防止するため、家畜排せつ物や化成肥料などの施肥に由来する窒素が硝酸性窒素となって地下水中へ浸透する量を削減するための対策です。

●植物の生長と窒素の関係について

窒素は、植物の生長や発達、特に葉や茎、根などの新しい組織の形成に重要な役

割を果たします。主な窒素肥料としては、尿素、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムなどがあり、速効性や遅効性など性質もさまざまです。窒素は土壤中で微生物の働きによりアンモニア態から硝酸態へと変化し、植物は主に硝酸性窒素やアンモニア性窒素として根から吸収します。窒素はたんぱく質や核酸、酵素、葉緑素の構成要素でもあり、植物の生命活動にとって不可欠です。葉緑素は光合成の中心的な役割を担うことから、窒素が十分にあると光合成能力が高まり、植物の活性が向上します。例えば柑橘類であれば、適正な窒素施肥は果実の肥大を促し、糖度の向上や果皮の着色促進、さらには果実の貯蔵性向上にも寄与します。また、水田であれば、稲の生育に必要な分けつ（※４）や葉面積を増やし、収穫増加につながります。

※４ 稲や麦などのイネ科植物が、１本の茎の根元から新しい茎を分ける現象のこと。このプロセスによって株が分かれて多くの茎が育ち、最終的な収穫量に影響する。

●窒素肥料の過剰施肥による問題について

過剰な窒素は植物が吸収しきれなかった分が土壌中に残り、雨水などにより地下水や河川に流出することで「硝酸性窒素」となり、高濃度化の原因となります。例えば柑橘類にとって窒素過剰は果実品質の低下を招くことがあります。具体的には、果実の酸味が抜けにくくなったり、果皮が厚くなったり、貯蔵性が低下したりすることが指摘されています。さらに、樹勢が過剰になりすぎると、翌年の花芽形成が不良となり、隔年結果（成り年とならない年が交互に現れる現象）を助長する場合があります。また、水田であれば、葉が濃い緑色になりすぎ、病害虫に弱くなったり出穂時期が遅れたりして実りが不十分になることがあります。さらに倒伏しやすくなり収穫量や品質の低下につながります。このため、窒素肥料の施用にあたっては、土壌や葉の分析結果をもとに、必要な量だけを適切な時期に施用することが重要です。

市環境交通課では、熊本県宇城地域振興局農業普及・振興課や本市農林政策課、熊本宇城農業協同組合、くまもと地下水財団などの関係機関と連携し、適正施肥の推進や普及啓発活動を強化していきます。

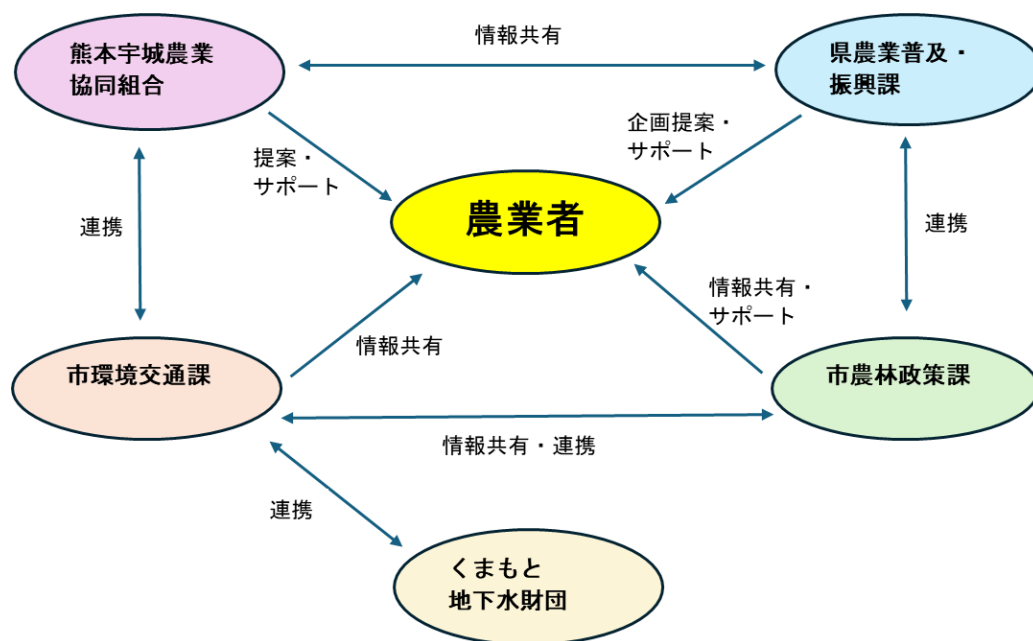


図 2-4 施肥対策の連携図

土壌分析の実施奨励と適正施肥の推進

農業者に対し、適正施肥につながる土壌分析の実施奨励とともに、土壌分析に基づいた適正施肥の推進を行います。市内全域の土壌分析実施地点数は次のとおりです。

【実績】

実績				
R2	R3	R4	R5	R6
41地点	51地点	72地点	57地点	71地点

【指標と目標】

指標	目標	備考
土壌分析実施点数	300地点	R8～R12の累計

【施策の内容】

ア 土壌分析の実施を奨励します。

イ 土壌分析に基づいた適正施肥の推進を行います。また、土壌分析を行った農業者に対する補助制度の創設を検討します。

くまもとグリーン農業生産宣言とみどり認定（環境負荷低減事業活動実施計画）の推進

熊本県では、土づくりにより、化学合成された肥料や農薬を出来るだけ減らしたり、温室効果ガスの排出量を削減する等、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」（※５）として推進しています。

また、国においても「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の使用量削減等の持続性の高い農業に取り組む農家を「エコファーマー」として県知事が認定する制度がありましたが、令和４年７月から新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行されたことに伴い、「エコファーマー認定制度」は廃止され、「みどり認定」として県知事の認定を受けることになりました。これらの取組は、安全・安心な農産物を消費者へ供給するとともに、地下水を守り育てるために重要な取組となります。本市では下記のとおり推進します。

【実績】

	実績				
	R2	R3	R4	R5	R6
くまもとグリーン農業 生産宣言数	280件	286件	286件	286件	289件
エコファーマー認定件数	8件	8件	8件	—	—
みどり認定件数	—	—	0件	0件	2件

【指標と目標】

指標	目標	備考
くまもとグリーン農業 生産宣言数	11件	R8～R12の累計
みどり認定件数	15件	

※５ 「くまもとグリーン農業」の生産者は「生産宣言」を行うことで農作物に表示マークを使用することで、一度「生産宣言」を行うと、制度が変更されない限り取り消されない。

Ⅲ 水量保全対策

地下水は、私たちの日々の暮らしを支え、農業、商業及び工業など、あらゆる社会経済活動を営むにあたり欠くことのできない、大変重要な社会基盤の一つです。

この地下水を地域全体で育み、共有し、そして、後世に引き継いでいくためには、住民、事業者及び行政が一体となり、それぞれの役割の中で地下水質及び水量の両面にわたる保全に取り組んでいかなければなりません。

このような中、地下水質に係る硝酸性窒素削減対策に取り組むにあたっては、前記Ⅱで述べた硝酸性窒素の高濃度化防止・発生源対策と併せて、地下水量の保全対策等による硝酸性窒素濃度の低減化を図る取組も重要です。

このような水量保全対策については、熊本県における重要課題の一つとして位置付けられており、本市としても庁内外関係部局との緊密な連携を図りながら、課題の解決に向け一体となった取組を推進する必要があると認識しています。

このことから、熊本県地下水保全条例、熊本地域地下水総合保全管理計画及びその他計画等に基づき、本市区域内における次の取組を推進します。

雨水浸透ます・雨水タンク設置補助事業の実施

① 雨水浸透ます設置補助金

本市域において雨水の流出を抑制し都市型水害の軽減を図り、併せて地下水涵養に寄与し、生活環境を保全するため、市内の住宅等に雨水浸透ますを設置する市民に対して補助金を交付するものです。

【補助内容（令和8年6月時点）】

雨水浸透ます 1基につき、15,000円（上限4基まで）

【実績】

実績				
R2	R3	R4	R5	R6
8基	0基	0基	0基	0基

【指標と目標】

指標	目標	備考
補助事業件数	10基	R8～R12の累計

② 雨水タンク設置補助金

本市域における地下水の保全及び水資源の有効利用を促進するため、雨水タンクを設置して雨水の有効利用を図る市民に対して補助金を交付するものです。

【補助内容（令和8年6月時点）】

- ・ 雨水タンクの容量が 200L 以上の場合
1 基につき上限 35,000 円（設置費含む）
- ・ 雨水タンクの容量が 200L 未満の場合
1 基につき見積額の 2 分の 1、上限 24,000 円（設置費含む）

【実績】

実績				
R2	R3	R4	R5	R6
4基	4基	3基	1基	1基

【指標と目標】

指標	目標	備考
補助事業件数	10基	R8～12の累計（5年間）

これらの補助事業を推進することにより、かけがえのない共有の財産、いわば公共水である地下水の量の保全及び増大が図られ、健全な状態で次世代に引き継ぐ一助となると考えています。

【施策の内容】

広報紙やホームページで事業の周知を行い、市民に対し補助金の活用を促します。

Ⅳ 飲用水対策

地下水の硝酸性窒素の高濃度化防止及び水質の改善等に向けた取組と併せて、市民における安全な生活飲用水の確保に資する即効性のある取組として、家庭用飲用水の取水に伴う補助制度を設け運用しています。

この補助制度をご活用いただくことで、市民における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

家庭用給排水施設等整備事業の実施

家庭用の給水施設、排水施設等の適正を保持するため、飲料水供給施設又は排水施設等の管理を行う者に対して補助金を交付するものです。

【補助内容（令和8年6月時点）】

対象事業は、水道給水区域外（水道給水区域内のうち水道への接続が困難と認める地域を含む。）または下水道整備地域外で行う、飲料水供給施設、排水施設等の整備事業で総額が10万円以上の事業です。補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とします。

【補助対象】

- 〔給水施設〕 ・ 専用水道（給水人口が100人以上の自家用の水道）
・ 飲料水供給施設（50人以上100人以下を給水人口として人の飲用に供する施設）
・ 小規模飲料供給施設（5戸以上の共有施設で人の飲用に供する施設）
- 〔排水施設〕 ・ 家庭排水を放流している5戸以上の共同施設（下水道整備地域又は道路側溝排水家庭を除く。）

【実績】

実績				
R2	R3	R4	R5	R6
0件	1件	1件	0件	0件

【指標と目標】

指標	目標 (R12)
補助事業 件数	家庭用給排水施設等の整備を要する者において、 必要に応じて事業実施

【施策の内容】

補助の対象となる者に対して補助制度の周知等を行うなど、市民における安全な生活飲用水の確保に向けた取組を推進します。

第3章 計画の推進体制・評価体制

1 計画の推進体制

市計画は、庁内外関係部局との緊密な連携・連絡調整等を図りながら推進するものとし、市計画に示す各種対策を実行していきます。

対策の実行にあたっては、関係行政機関（国・熊本県・熊本地域の自治体）をはじめ、くまもと地下水財団、関係団体、住民等の協力が必要不可欠です。本市区域内における地下水中の硝酸性窒素濃度の削減、基準超過の状況を改善し、住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、協力体制を構築・維持しながら対策が推進されるよう努めています。

また、地下水中の硝酸性窒素を削減するには多くの時間を要することから、継続した取組が必要です。計画の進捗管理を行うため、年1回の庁内関係部局会議を行います。会議では、本市関係課が集まり対策の目標達成に向けた取組状況や今後の取組計画を共有します。

2 計画の評価体制

市計画は、要綱に基づき設置した会議において評価することとします。原則として5年を目途に現行計画の評価を行うとともに、本市の現状等を踏まえ、庁内外関係部局における協議・検討並びに関係機関との連絡調整等を図りながら、適宜、必要に応じた現行計画の見直しを行います。

また、評価・見直しに関する協議結果等を基に、地下水の水質保全に向けた実効性のある次期計画の策定へ繋げていくこととします。

○宇土市硝酸性窒素削減対策会議設置要綱（※一部抜粋）

（設置）

第1条 地下水の硝酸性窒素削減等について協議を行い、硝酸性窒素削減対策の更なる取組の推進を講じることが目的とし、宇土市硝酸性窒素削減対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 硝酸性窒素に関する削減計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 硝酸性窒素削減対策の取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、硝酸性窒素の問題に関すること。

（組織）

第3条 対策会議は、別表に定める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

別表（第3条関係）

宇土市	市民環境部長 経済部 農林政策課長 建設部 上下水道課長 農業委員会事務局長 農業経営アドバイザー
学識経験者	大学や研究機関等に在籍する者で、硝酸性窒素に関する知識を有する者
農業団体	熊本宇城農業協同組合代表
農業従事者	農業従事者代表
地下水関連団体	くまもと地下水財団代表
熊本県	環境関連部署代表 農業関連部署代表 水道関連部署代表 環境関連研究部署代表 農業関連研究部署代表 県央広域本部 宇城地域振興局 環境関連部署代表 県央広域本部 宇城地域振興局 農業関連部署代表

策定の経緯

市計画は、学識経験者・農業団体・農業従事者・地下水関連団体などで構成する「宇土市硝酸性窒素削減対策会議」における審議等を経て策定しました。

(1) 対策会議における審議状況

令和7年5月 令和7年度第1回対策会議

・計画策定趣旨説明

令和7年12月 令和7年度第2回対策会議

・市計画素案説明

令和8年3月 令和7年度第3回対策会議

・市計画最終案説明

(2) 対策会議の構成

所属	氏名
熊本大学大学院先端科学研究部 教授	川越 保徳
公益財団法人くまもと地下水財団 事務局長	金山 武史
熊本宇城農業協同組合 営農指導部 果樹特産課	今村 雅史
熊本宇城農業協同組合 宇土地区女性部長	太田 桂子
農業従事者 古屋敷区	山崎 義隆
熊本県環境生活部環境局環境保全課 課長	廣畑 昌章
熊本県保健環境科学研究所 所長	榮田 智志
熊本県宇城地域振興局保健福祉環境部衛生環境課 課長	原田 致誠
熊本県宇城地域振興局農林部農業普及・振興課 課長	藤木 新
宇土市市民環境部 部長	加藤 敬一郎
宇土市農林政策課 課長	豊田 栄二
宇土市上下水道課 課長	岩崎 広美
宇土市農業委員会事務局 事務局長	上村 修二
宇土市農林政策課 農業経営アドバイザー	堺 富志男